

第十六条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第十六条の二 この省令で地方運輸局長が法第八十二条及び第八十二条の二第二項に規定する国土交通大臣の権限を行うことを定めている場合は、法第二百一十一条の四第一項の規定に基づいて国土交通大臣の権限が当該地方運輸局長に委任されたものとする。

第十七条中「管轄する地方運輸局又は海運監視部の」を「管轄する」に、住所地に当該地方運輸局又は海運監視部の」を「住所地を管轄する」に改める。

第一号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
of Land Infrastructure and Transport」に改める。

(モーターボート競走法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第七十五条 モーターボート競走法施行規則の一部を改正する省令(昭和三十七年運輸省令第四十五号)を次のように改正する。

附則第三項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(救命艇手規則の一部改正)

第七十六条 救命艇手規則(昭和三十七年運輸省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「命令」を「国土交通省令」に改める。

第三条及び第七条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第十一条の二 この省令で地方運輸局長が法第一百八条第三項に規定する国土交通大臣の権限を行うことを定めている場合は、法第二百一十一条の四第一項の規定に基づいて国土交通大臣の権限が当該地方運輸局長に委任されたものとする。

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第一百八条第四項の規定による救命艇手適任証書の交付の拒否及び同条第五項の規定による救命艇手適任証書の返納命令は、地方運輸局長に行わせる。

第十二条中「地方運輸局又は海運監視部の」を削る。

(指定自動車整備事業規則の一部改正)

第七十七条 指定自動車整備事業規則(昭和三十七年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、運輸省令で」を「国土交通省令で」に、地方運輸局陸運支局長」を「陸運支局長」に改める。

(内航船舶輸送統計調査規則の一部改正)

第七十八条 内航船舶輸送統計調査規則(昭和三十八年運輸省令第十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五条第一項及び第二項中「地方運輸局又は海運監視部の」を削る。

(特定港湾施設整備特別措置法施行規則の一部改正)

第七十九条 特定港湾施設整備特別措置法施行規則(昭和三十八年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(船舶安全法施行規則の一部改正)

第八十条 船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。本則中「運輸大臣」及び「主務大臣」を「国土交通大臣」に、命令で」を「国土交通省令で」に改める。

第一条第十四項中「地方運輸局若しくは海運監視部の」を削り、地方運輸局等海運支局組織規程(昭和二十六年運輸省令第五十号)別表第二」を「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第三」に改め、地方運輸局又は海運監視部の」を削り、沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)第十条」を「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項」に、運輸省組織令(昭和五十九年政令第百七十五号)第百二十一号第一項の海事に関する事務」を「国土交通省組織令(平成十二年政令第百五十五号)第百二十二条第二項に規定する事務」に改める。

第十三条第一項中「命令」を「国土交通省令」に改める。

第十三条の四第一項及び第十九条第三項第三号中「命令」を「国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令」に改める。

第二十条第一項中「命令」を「国土交通省令」に改める。

第六十条中「第七項」を「第六項」に改める。

第十五号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、(小形船舶検査記録簿)を「(小形船舶検査記録簿)」に改め、(船舶検査記録簿)を「(船舶検査記録簿)」に改める。

(自動車検査記録簿の売りさばきに関する省令の一部改正)

第八十一条 自動車検査記録簿の売りさばきに関する省令(昭和三十九年運輸省令第十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(旅客自動車運送事業等報告規則の一部改正)

第八十二条 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和三十九年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、地方運輸局陸運支局長」を「陸運支局長」に改める。

第二号様式第一表中「(船舶検査記録簿)」を「(船舶検査記録簿)」に改め、同様式第二表中「(船舶検査記録簿)」を「(船舶検査記録簿)」に改める。

第三号様式中「(船舶検査記録簿)」を「(船舶検査記録簿)」に改める。

第四号様式第一表中「(船舶検査記録簿)」を「(船舶検査記録簿)」に改め、同様式第二表中「(船舶検査記録簿)」を「(船舶検査記録簿)」に改める。

(日本鉄道建設公団法施行規則の一部改正)

第八十三条 日本鉄道建設公団法施行規則(昭和三十九年運輸省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(船員労働安全衛生規則の一部改正)

第八十四条 船員労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」及び「行政官庁」を「国土交通大臣」に改める。

(特殊貨物船舶運送規則の一部改正)

第八十五条 特殊貨物船舶運送規則(昭和三十九年運輸省令第六十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第一条の二中「地方運輸局等海運支局組織規程(昭和二十六年運輸省令第五十号)別表第二」を「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第三」に改め、地方運輸局又は海運監視部の」を削り、沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)第十条」を「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項」に、運輸省組織令(昭和五十九年政令第百七十五号)第百二十一号第一項の海事に関する事務」を「国土交通省組織令(平成十二年政令第百五十五号)第百二十二条第二項に規定する事務」に改める。